

平成29年3月1日

事業者の皆様へ

播磨町総務グループ統括

### 入札制度の改正（予定価格の事後公表の試行）について

平素は、町行政推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、建設工事等に係る競争入札において予定価格を事前公表してきましたが、国が示す『入札契約適正化法に基づく適正化指針』の中で、予定価格は入札の前には公表しないものとされており、また、全国的には予定価格等を事前公表から事後公表に移行している自治体が増加している状況にあります。

このため、本町におきましても、建設工事における入札において予定価格等の事後公表を試行することとしましたので、その概要についてお知らせします。

事業者の皆様においては適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 試行の概要

- (1) 実施の時期：平成29年4月1日以降の入札公告分から
- (2) 対象となる案件：すべての建設工事
- (3) 公告時に事後公表である旨を明記
- (4) 再度入札は1回のみ（再度入札における工事費積算内訳書の提出は不要。また、初回の入札で最低制限価格を下回った場合は再度の入札に参加することはできません。）
- (5) 事後公表の入札における最低制限価格：現在と変更ありません。
- (6) 予定価格の公表方法：契約締結後に入札結果として、総務グループ執務室前掲示板及びホームページに公表します。ただし、入札不調の場合は公表しません。

#### 2. 不当な働きかけへの対応

町職員への設計価格聞き出し等の不正行為があったと確認された場合は、播磨町指名停止基準に基づき入札参加資格停止等の措置を検討します。

<問い合わせ先>

播磨町総務グループ 財政管財チーム

TEL: 079-435-0357 (直通)

FAX: 079-435-3398

Email: soumu@town.harima.lg.jp